

(1) 平成21年度までに取組む事項

- ① 外郭団体のホームページを活用し、団体職員の給与規程、就業規程を公表する。

(2) 平成22年度までに取組む事項

- ① 外郭団体及び区担当所管が団体の将来ビジョンを見据える観点から改善計画を検討し、その取組み状況を区民に分かりやすく提供するように推進状況等を工夫する。
- ② 地方自治法243条の3第2項に基づく報告の対象外となる団体においても、経営状況やあり方について、団体及び区所管の考え方、評価等を報告する。
- ③ 議会から外郭団体職員等の委員会への出席要請があれば、これに応えていく。

<参考>

(地方自治法243条の3第2項)

普通地方公共団体の長は、第二百二十一条第三項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

【第二百二十一条第三項の対象となる団体】

- (財) せたがや文化財団
(財) 世田谷区産業振興公社
(財) 世田谷区保健センター
(財) 世田谷トラストまちづくり
(財) 世田谷区スポーツ振興財団
(株) 世田谷サービス公社
(株) エフエム世田谷
(株) 世田谷川場ふるさと公社
世田谷区土地開発公社

【第二百二十一条第三項の対象外となる団体】

- (社福) 世田谷区社会福祉協議会
(社福) 世田谷区社会福祉事業団
(社団) 世田谷区シルバー人材センター
多摩川緑地広場管理公社

(3) 平成23年度までに取組む事項

- ① 各外郭団体の積立金や基金の運用、活用に係る規程を整備するとともに、活用策を明確にする。